

令和元年度（2019年度）西宮市教育委員会高校奨学生募集要項

西宮市教育委員会

西宮市教育委員会では令和元年度に高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金の給付を行います。給付を希望される方は、下記により申し込んでください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方から順に選考するため、ご希望に沿いかねる場合がありますので、ご了承ください。

記

※申請は毎年度必要です

1 申込資格

経済的理由により修学困難な高等学校、高等専門学校（1～3年）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、又は朝鮮高級学校生で、保護者（勤労学生等にあつては本人）が**西宮市内在住の方**。

※定時制・通信制の場合は4年生まで。

留年又は休学中は給付しません。

2 選考基準及び支給額

在籍校	所得区分	給付額（月額）
国公立	① 生活保護世帯	対象外（注1）
	② 市民税所得割非課税世帯	対象外
	③ 基準所得以下の世帯（上の①、②を除く）	5,500円
私立	① 生活保護世帯	対象外
	② 市民税所得割非課税世帯 第1子 第2子以降（注3）	2,800円（注2） 対象外
	③ 基準所得以下の世帯（上の①、②を除く）	11,000円

（注1）生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯は兵庫県の「高校生等奨学給付金」制度等の対象となります。

（注2）私立第1子の方には「高校生等奨学給付金」との調整額を給付します。

（注3）保護者の扶養控除の対象となっている23歳未満の兄姉（令和元年7月1日現在）がいる場合、第2子以降となります。

※年度途中の世帯状況の変更等により、②に該当の方でも給付対象になる場合、もしくは給付額が増額になる場合があります。

※特別支援学校高等部、又は朝鮮高級学校の場合、②に該当の方でも③と同様の額を給付します。

※市民税所得割非課税世帯かつ遺児に該当する場合はご相談ください。

3 申込手続

- (1) 申込期間 令和元年6月24日（月）～令和元年7月31日（水）【必着】
※この期間以降に申請された方は、採用の場合、申請月分からの給付となります。
なお、令和元年度の全ての申請受付は令和2年3月3日（火）で終了します。
- (2) 提出書類 ○奨学生願書 ○所得に関する証明書（必要な場合のみ）
- (3) 提出先 西宮市教育委員会 学事課
〒662-8567 西宮市六湛寺町3番1号（電話：0798-35-3817）